

## 令和元年度

### 第32回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年2月10日（月曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（前回保留分）
議案第8号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

1番	宇治田清治	12番	藤井 高
2番	山本 宏一	13番	廣井 伸多
4番	有本 太一	14番	辻本 傑
5番	曾根 光彦	15番	吉川 松男
6番	坂東 紀好	16番	大河内壽一
7番	吉中 雅三	17番	山本 茂樹
8番	湯川 徳弘	18番	谷河 績
10番	岩橋 章	19番	中村 弘
11番	和田 好夫		

欠席委員（1名）

3番 土橋 ひさ

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清瀧 篤樹
班 長	中川 拓哉
事務主査	中村 純也
事務主任	東 健太
事務副主任	稲垣 良典

農林水産課

課 長	佐々木茂彰
農政企画班長	前島 一仁
農政企画班企画員	
	前田慎太郎
農政企画班事務主任	
	上野 宏武

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第32回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第32回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る1月28日、吉中委員、岩橋委員、廣井委員、大河内委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、土橋委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、岩橋委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中村主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、6件ありました。全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。なお、今回市外在住の方が相続されたものはありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆東主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆東主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆東主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で1件ありました。令和2年1月21日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で15件ありました。令和2年1月14日付、21日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 1は使用貸借権の設定で、No. 4は地役権の設定です。また、No. 7、10、14は開発許可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課上野主任 番外、説明させていただきます。本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料をご覧ください。全6件の申出があり、4ページに、位置図を示しております。

全6件、一括して説明させていただきます。

No. 1について説明させていただきます。申出地は、小倉地区、小倉小学校の・・・に位置しております。代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。また、申出時に受領した代替地検討書、申出地を四方から撮影した写真、農用地区域の広が

り及び関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

・・・は、・・・年に・・・において資本金・・・円で設立し、・・・を営み、福岡、大阪、名古屋、東京に・・・等を・・・しています。

本社は・・・で、従業員は約・・・名、売上高は昨年度約・・・円で、事業が好調であるとのことです。主な取引先は、・・・関係では、・・・、・・・関係では、・・・、・・・、・・・、その他の関係では・・・等であるとのことです。

・・・は、・・・事業が好調で、近年本市の会社との取引が増加していること、・・・にある既存施設では手狭であること等から、・・・として活用できるIC、主要道に近い土地を探していたとのことです。

そこで、申出地の南側の県道・・・線を挟んだ向かいにある・・・を宅地で・・・の・・・として既に・・・年・・・月・・・日に購入しており、申出地を・・・の・・・として活用したいとの意向で除外申出に至りました。

申出地は、新たに購入する・・・程度と本社から移動する・・・程度の・・・の・・・並びに・・・として使用する予定であるとのことです。

申出地は、北側及び東側に農地、南側に県道、西側に里道に隣接した農地となっています。

・・・は、近年本市の会社との取引が増加していること、本市の・・・の雇用の確保を目指していること等を鑑み、将来、本社を・・・市に移すことも検討しているそうです。

・・・が申出地を・・・として利用することで、土地の有効活用ができ、・・・の事業効率が上がり、本市産業の発展に繋がるとの意向です。

No. 2について説明させていただきます。申出地は、小倉地区、小倉小学校の・・・に位置しております。代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。また、申出時に受領した代替地検討書、申出地を四方から撮影した写真、農用地区域の広がり及び関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

・・・は、・・・年・・・月に・・・において資本金・・・円で設立し、・・・、・・・、・・・を営んでいます。

本社は・・・で、従業員は約・・・名、売上高は昨年度約・・・円で、事業が好調であるとのことです。

・・・の・・・、・・・、・・・を保有しているとのことです。

・・・は、近年、本県内外の工事等が増加しており事業が好調であるとのことです。既存の事業用地では手狭となっているため、隣接する申出地・・・、・・・、・・・を・・・として事業拡張を行いたいとの意向で除外申出に至りました。

また、資材を発注する業者での20tトラックの使用が増加しているため、既存事業地では通路が狭く、申出地・・・の一部を通路として事業拡張を行いたい意向で、併せて除外申出に至りました。

なお、申出地・・・、・・・、・・・に関しては、農用地区域除外前から既に事業用地として利用されている状態であるものの、・・・が申出地を借り受けた・・・年に

は、既に事業用地となっていたとのことです。

通路として事業拡張を行う予定の申出地に関しては、農地の状態です。

申出地・・・、・・・、・・・は、北側は水路、南側は農地、東側は・・・の既存事業用地、西側は宅地に隣接した農地となっています。

申出地・・・は、北側は里道、南側は農地、東側は農地、西側は水路及び・・・の既存事業用地に隣接した農地となっています。

・・・が申出地を・・・として利用することで、土地の有効活用ができ、・・・の事業効率が上がり、本市産業の発展に繋がるとの意向です。

No. 3について説明させていただきます。申出地は、和佐地区、和佐小学校の・・・に位置しております。代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。また、申出時に受領した代替地検討書、申出地を四方から撮影した写真、農用地区域の広がり及び関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

・・・は、・・・年に・・・において資本金・・・円で設立し、・・・、・・・、・・・の製造及び販売等を営んでいます。

本社は・・・で、従業員は・・・名、売上高は昨年度約・・・円で事業が好調であるとのことです。

・・・は、平成23年台風第12号をきっかけに保険会社からの依頼により災害発生時の・・・の一時預かり事業を始め、近年では、近畿圏内の災害の増加により、需要が増加しているとのことです。また、そ

の他の事業についても好調であるとのこと  
です。

現在約・・・預かっている・・・につい  
て、今後約・・・になることを想定してお  
り、既存施設では手狭となっているため、  
申出地を・・・として事業拡張を行いた  
いの意向で除外申出に至りました。

申出地は、北側は宮井川、南側は水路・  
里道、東側は農地、西側は宅地に隣接した  
農地となっています。

・・・が申出地を・・・として利用する  
ことで、土地の有効活用ができ、・・・の  
事業効率が上がり、本市産業の発展に繋  
がるとの意向です。

No. 4について説明させていただきます  
。申出地は、西和佐地区、西和佐小学校  
の・・・に位置しております。代替地とは、  
申出地以外で代替することができないか検  
討した土地のことを示しています。また、  
申出時に受領した代替地検討書、申出地を  
四方から撮影した写真、農用地区域の広  
がり及び関係各課の意見を示し、添付して  
おります。参考にご覧ください。

・・・は、・・・年に・・・において資本  
金・・・円で設立し、・・・等を営  
んでいます。

本社は・・・で、和歌山市・・・に工場  
及び・・・を設けています。従業員は  
約・・・名、売上は昨年度・・・円で、事業が  
好調であるとのことです。

主な取引先は、・・・、・・・を始めとす  
る・・・、・・・、・・・等であるとのこと  
です。

・・・は、・・・、・・・、・・・等から  
の注文を受けているものの、現在の工場の  
製造能力では限界に達しており、受注製品

を迅速に納品することができず、注文を断  
ることもあるとのことです。

また、・・・から依頼を受けている製品  
が再来年から販売が開始になる予定のため、  
製造ラインの整備が急務となっているとの  
ことです。

そのため、申出地を工場として事業拡張  
を行いたいの意向で除外申出に至りまし  
た。

申出地に新設する・・・には、既存工場  
の製造ラインの機械を置き、既存工場には  
大量受注に耐えうる新たな機械を導入する  
予定であるとのことです。

申出地は、東側・南側は農地、西側・北  
側は県道及び水路に隣接した農地となっ  
ています。

・・・が申出地を工場として利用するこ  
とで、土地の有効活用ができ、・・・の事  
業効率が上がり、本市産業の発展に繋がる  
との意向です。

No. 5について説明させていただきます  
。申出地は、安原地区、智辯学園和歌山  
中学校・高等学校の・・・に位置して  
おります。代替地とは、申出地以外で代替  
することができないか検討した土地のこ  
とを示しています。また、申出時に受領  
した代替地検討書、申出地を三方から  
撮影した写真、農用地区域の広がり及び  
関係各課の意見を示し、添付して  
おります。参考にご覧ください。

・・・は、・・・年に・・・において資本  
金・・・円で設立し、・・・を主と  
した・・・等を営んでいます。

本社は・・・で、和歌山市・・・に和歌山  
工場を所有しています。従業員は約・・・名、  
売上高は今期約・・・円で、前年度比約2

0%増で、来期は約10%増になる見込みで事業が好調であるとのことです。

また、この和歌山工場は、・・・である・・・と土地と建物を共有し、使用しているとのことです。

主な取引先は、・・・であるとのことです。

・・・は、現在・・・分の・・・があるが、顧客が来た際には、顧客を優先し・・・を使ってもらおうようにしているとのこと。しかし、従業員は・・・名おり、かつ、事業が好調で顧客も増加しているため、・・・が不足しているとのこと。

そのため、10数年前より隣接する申出地の土地所有者と交渉をしていたが、今回折り合いがついたため、申出地を・・・として事業拡張したいとの意向で除外申出に至りました。

申出地は、北側は農地、東側は里道、西側及び南側は・・・の事業地に隣接した農地となっています。

・・・が申出地を・・・として利用することで、土地の有効活用ができ、・・・の事業効率が上がり、本市産業の発展に繋がるとの意向です。

No. 6について説明させていただきます。申出地は、三田地区、三田小学校の・・・に位置しております。代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。また、申出時に受領した代替地検討書、申出地を四方から撮影した写真、農用地区域の広がり及び関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

利用者は、土地所有者の・・・にあたり、・・・年に・・・しました。現在

は、・・・とも・・・に住んでいます。

利用者の・・・である土地所有者・・・で・・・を検討したものの、敷地が狭く建て替えも必要であるため、・・・を建設したいとの意向で除外申出に至りました。

また、・・・は、将来・・・を継ぐ意向であるとのことです。

申出地は、北側及び南側に市道、東側に宅地、西側に農地に隣接農地となっています。

利用者が申出地に住むことにより、今後の・・・及び土地所有者の・・・に伴う不安等を解消することができるとの意向です。以上の全6件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる1号から5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

説明は、以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1及びNo. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので岩橋委員さん報告願います。

◆10番（岩橋 章） 去る1月28日に、廣井委員・事務局職員・農林水産課職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。最初にNo. 1について報告いたします。申請地は、・・・で合計面積は・・・㎡、現状は田で農用地区域内にあります。転用目的は、・・・とのことです。申請者は、・・・です。本社は・・・にあり、・・・年・・・月設立で、従業員数約・・・名、年間売上高は約・・・円です。大阪、九州、東京方面に・・・等を取り扱う・・・です。

申請に至った理由ですが、・・・の・・・に・・・を使用しますが、現在使用しているところは、出入り口が大変狭い。そこ

で、間口が広く、和歌山インターの近くで、多くの・・・を置くことが出来る場所を探していたとのこと。この土地は、間口が広く、・・・の・・・と社員の・・・を置くことが出来、和歌山市在住の社員にとって、通勤時間の短縮になります。また、付近に住宅が少なく、住民に迷惑がかからないとのこと。地面は碎石仕上げで、雨水は北と南の水路に排水し、周りはコンクリート擁壁にします。・・・や・・・はつくらないとのこと。事務所は、県道を挟んだ向かい側に建てる予定だそうです。隣接農地所有者、土地改良区の同意を得ています。特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重なご審議をよろしく願いします。

次に、No. 2について報告いたします。申請地は、・・・で、地目は田、合計面積は・・・㎡で農用地区域内にあります。転用目的は、・・・及び・・・とのこと。賃借者は・・・、賃貸者は・・・です。・・・年間の賃貸借権の設定です。

・・・は、・・・年・・・月・・・日に設立され、従業員数・・・名、年間売上は・・・円、・・・等の・・・を主な業務としています。

申請土地の隣接地は、現在・・・が、・・・として使用しています。東側の申請地の転用目的は、・・・として使用するためです。・・・の大型化に対応するために必要とのこと。これに伴い地元の要望もあり、水路と里道の付け替えをする予定とのこと。西側の申請地は、すでに埋め立てられているのを確認しました。この件について、賃貸者から始末書が提出されています。このように許可を受けないで使用しないように指導しました。なお、現地調

査時は使用しておりませんでした。排水は自然浸透させると共に、北側の水路に流れるようにします。隣接農地所有者の同意を得ております。特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重なご審議をよろしく願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 3及びNo. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので廣井委員さん報告願います。

◆13番（廣井 伸多） 去る1月28日に岩橋委員、事務局東主任、農林水産課前島班長、上野主任と現地調査、事情聴取からは清瀧副課長にも加わっていただきました。

議案第1号No. 3について説明いたします。本件は転用目的、・・・の為の農用地区域除外申請です。申請地は県道・・・線にある・・・を南へ・・・入り・・・を・・・へ入った所にあります。付近には・・・や・・・などがあります。また自社工場から約1kmの距離に位置しており、申請人の・・・で且つ・・・の土地でもあります。

申請人の・・・は・・・にあり、資本金・・・円、従業員数・・・人、設立年月日・・・年・・・月・・・日、年間売上額約・・・円、事業内容は・・・から・・・を分解、・・・、・・・、・・・等の加工をし、・・・の・・・及び・・・を行っています。年々業績は右肩上がりです。数字を示しますと2015年には・・・が月平均で・・・であったのが昨年には月平均で・・・となり実に1.68倍の増加となり既存の使用済み・・・が一杯になり、作業に支障をきたしているのが実状です。



また、近年は大雨や台風等の災害時に近畿一円において故障や破損した・・・を現地に取りに行き、事業所へ持ち帰り、その後修理をする・・・、或いは・・・にする・・・を預かる事業を始めました。被災した・・・の再生の可否は保険会社が決定することによって最大3か月の一時保管が発生します。なお、保険会社からは保管料が支払われないとのこと・・・の・・・を生業としている申請人しか受入先はないと思われれます。和歌山インターチェンジから2kmという地理的にも好条件の為、保険会社からの依頼が止まらず不足した・・・を確保するために本申請に至りました。

工事費用については・・・で・・・円を予定しております。申請地は・・・計画でコンクリート擁壁を設置し土砂の流出を防止します。更に3mの高さのトタンで周囲を囲い侵入防止対策をとります。排水は雨水のみですが北と南の水路に分散し放流します。もちろんグリストラップも設置します。隣接同意や水利組合の同意も得ており、今回の申請に至って過去の3条取得違反を嚴重注意し、申請人本人も深く反省の意を示したので特に問題はないと思われれますが皆様の慎重なご審議の程よろしくお願いたします。

次に議案第1号No. 4について説明いたします。本件は転用目的、・・・の為の農用地区域除外申請です。申請地は県道・・・線沿いの自社・・・工場の道路を挟んだ東隣にあり、また交差点の南東にあります。付近には・・・や・・・、県道・・・線があります。

申請人の・・・は本社が・・・にあり、資本金・・・円、従業員数・・・名、内工場に

・・・名、設立年月日・・・年・・・月・・・日、年間売上額約・・・円、事業内容は・・・の・・・を行っております。特に・・・部門で約・・・種の既得権を有し、業界1位との事です。

・・・法改正に伴い近年、・・・等数社からの受注に対して現時点で工場の製造能力は限界に達し、その結果迅速な納品が出来ずに機会ロスが頻発し、その対策が喫緊の課題となっていました。また、・・・年からは・・・からの製造受託が予定されており、そのための製造ラインの整備も急務となっております。

このような背景から今後の新事業推進の一環として製品製造に供する設備投資を行うべく・・・の為、・・・の・・・の・・・が望める土地を探していたところ、不動産業界を介して本申請地を提案され、譲渡人と合意に達し、本申請に至りました。

本申請地と合意に達する前に隣接する、すでに農用地区域除外された農地に声を掛けましたが、土地所有者との合意が得られなかったため次点候補である本申請地となった事を付け加えておきます。

・・・にあたって、交通事故防止の観点から交差点沿いの部分は空けて見通しに配慮し申請地の南東部分に建設する予定です。また、進入路は旧工場がある西側につくる予定です。新設の・・・は梱包施設のみなので、排水は雨水のみで周囲の農地への被害はありません。もちろん隣接同意や紀の川左岸の同意も得ており、特に問題はないと思われれますが皆様の慎重なご審議の程よろしくお願いたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 5につきまして、現地調査並

びに事情聴取を行っていますので大河内委員さん報告願います。

◆16番（大河内 壽一） 去る1月28日吉中委員と共に現地調査並びに事情聴取を実施しました。議案第1号No. 5について説明いたします。会社の規模等は先程説明があったとおりです。従業員・・・のうち・・・が・・・たらずしかないという事です。また、現在中東情勢が新聞で報道されているとおりに不安定な状況になっているということで、・・・の値段が上がって・・・の需要が伸びているということであり、・・・を主とした当社の受注が増加しているとのことで、大変忙しくなっているということです。よって、・・・や・・・を増やしたいということでございます。排水については特に問題はないと思われまますので、皆様の慎重なご審議の程よろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆8番（湯川 徳弘） 現場調査の担当委員の皆様ご苦労様でした。報告内容は全て理解出来たのですが、代替地について、ご質問いたします。代替地検討書の記載について、No. 4とNo. 6の代替地の候補の中で面積の小さい土地がある。また、除外予定地を適当とした理由が二通りありまして、営農を継続する意思があったためと、土地所有者と交渉したが合意が得られなかった。特に考えられるのが、仮に面積の小さい土地の所有者の方が了承してもその他の方の了承が得られなかったら事業ができない。さらに、No. 6の件の中には宅地

も含まれている。除外申請になりますので、もう少し詳しい内容を聞いてみてくださいか。

◆農林水産課上野主任 番外、説明します。

一点目の質問は、狭い面積の代替地については、合意が得られる可能性が高いのではないかとということですが、申出書を提出いただいた際に、代替地として検討したがここに記載の理由で合意が得られなかったということ、これ以上の具体的な内容はないとのこととございました。申請者は、最初申出地だけについて相談に来られたので、それ以外で農用地でない土地から検討を始めるように、それで合意が得られれば除外申請を行わない方向でお願いしましたが、どうしても合意が得られなかったとのことで申請に至ったとのことです。

二点目の質問について、代替地の順番が決まっています。農用地除外であったとしても除外というのは原則出来ないものなので、農地以外で検討してくださいというのが大前提になります。それを市街化区域、市街化調整区域の順番で検討していただいて市街化調整区域の中でも農業振興地域以外のところで検討していただいて、それでもなければ農業振興地域の中で検討していただいて、それでもなければ農用地以外のところで検討していただいて、それでもなければ農用地ということになります。こうした順番で検討していただいた結果、農用地で申請があがってくることが多いのは事実ですが宅地等が入っても問題はないということになります。以上です。

◆14番（辻本 傑） 先ず一点、要望を申し上げておきます。資料について、情報量が多いので事前の配布をお願いします。

具体的な問題点についてお聞きします。No. 2の件ですが、ここは事前転用されていますが、申請書を受け付ける前に分かっていたのですか。分かっていたのなら断るべきではないでしょうか。

◆農林水産課上野主任 番外、説明します。

事前に分かっていたので、こちらから農地転用の許可が下りますかと質問いたしました。許可が下りる見込みがなければ農用地区域の除外は出来ませんという説明を事前にさせていただきました。その際に農業委員会事務局の協力もいただき、過去の経緯等を聞いたなかで許可が下りる可能性がある、もちろん許可が出るとは言えないがということで今回議題にあげさせていただいた次第です。

◆14番(辻本 傑) 今、農業委員会として襟を正す時期に来ているのではないかと、先月の総会で事前転用されている事案があつて結論が保留となっています。この件も広い土地を埋め立てして完全に事前転用が終わっているのではありませんか、そういう事案を議案にあげて何を審議するのですか。

◆東主任 番外、説明します。

こちらの案件については、過去からの経緯があり県とも農林水産課とも協議させていただいています。実際に県の担当者、農林水産課、事務局で現場確認をしております。農用地区域の除外は出来たけど転用許可は出来ませんとなると大変難しいところがありますので事前に協議させていただいています。その結果、県としても許可できる見込みだという意見を頂戴しているところになります。

◆14番(辻本 傑) そのように前もつ

て結論ではないが見通しを立てているのであれば、総会で何を議論するのですか。

◆東主任 番外、説明します。

あくまでも県の担当者と協議したのは、申請書が出ていないので詳細については協議できないので、立地基準のところでは対応できるかについて協議したところになっています。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

経緯についてですが、事前着工について結果から申し上げますと事前着工の解消はなされております。この土地ですが・・・年程前に農用地区域除外の申請がありました。当初の予定は・・・を・・・するということでした。ところが、・・・の排水を・・・に流されると下の農地の方が困るということ大反対となりこの転用計画は頓挫しました。その後この場所に・・・が積みまされた、この状態が・・・年近く続きました。それで地主側と度々協議をし、この積み上げられた・・・は・・・年時点で撤去されました。過去に事前着工の事実はありましたが、その部分を撤去して農地として利用できるような状態まで復元は一旦されております。今事前着工されている案件なのかと言うと、その部分は解消されている案件であるということだけは説明させていただきます。以上です。

◆14番(辻本 傑) 経緯を説明していただきましたが、従来からずっと違反しているのではないのか。このような案件に簡単に許可を出して良いのか。

◆8番(湯川 徳弘) この件は刑事事件になります。刑事事件で処理をしないと。農業委員会が違反しているのを認めると法を侵すかたちになる。その辺をきっちりし

ないといけない。・・・の件は難しいです。報道される殆どが・・・の件です。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

刑事事件という話がありましたが、一応刑事事件としての控訴の期間は3年、3年以内に控訴しないと刑事事件として扱えない。また、先程簡単に許可して良いのかという話がありましたが。事務局から説明させていただきますとこの案件については、もう・・・年以上地主と交渉させていただいています。決して簡単に許可しようとしているものではありません。・・・年間の長い間話し合いをして、やっと現状までもってこれた。そのことについては一点考慮していただきたいと存じ上げます。以上です。

◆14番(辻本 傑) 事務局が大変苦労して努力していただいたのは評価しています。しかし、現実にもこのような状態になって農地の状態でないものが農地転用として提案されても議論できない。このような既成事実を作ったら思いどおりになってしまいます。

◆会長(谷河 績) 申請地の隣接の・・・程前の案件について事務局説明をお願いします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

この土地については農用地区域の除外の件ではありませんでしたが、昨年同様な状況で農地転用の許可をお出ししています。ここについても、交渉の結果、現場にあった・・・を全て撤去させた上で許可を出したという案件であります。

◆14番(辻本 傑) 過去にそのような対応をした案件があったとしても、今回は案件が違うのだから同じで良いとはならないのではないのか。

◆会長(谷河 績) 辻本委員さんのお話は良く理解できるのですが、事務局としてここまで対応したということです。この案件は・・・年程前からだと思います。

◆15番(吉川 松男) ここは・・・年以前の頃は・・・を植えていたが、・・・が出来るとい話があり、排水についてはきっちり対策するのでということで、紀の川左岸や隣接の自治会などは了承していたが、一部の人が反対したために話がなくなった。・・・ということで地域の人の仕事としても良かったが。それで所有者が他で事前転用してしまったということです。それで・・・が積まれることになってしまった。本人も困って長い間かけて撤去したということです。その後・・・になっていたということになります。長い間かけて・・・を撤去したという経緯もあり、また、近隣の住民も納得していることもあり、そのままになっていたということです。

◆14番(辻本 傑) 結果として長い間事前転用の状態が続いてきて、ここにきて事業化するという申請になった。事前転用の状態は続いているのに何を議論するのか。

◆10番(岩橋 章) 現地調査をして使用していない状態にして、一番良いのが田とか畑の状態に戻すことだが、土地所有者が・・・の・・・にしたのは良くないが、今の状態から元の状態に戻なさいということも難しい。それではどうしたら良いのか、正式に使える状態にするために申請が出てきた。耕作できる状態に戻なさいということになると、またそのまま放置された状態になる可能性が高い。隣接の農地に影響がなく、同意を得ていれば前向きに進めた方が良いのではないかと。どこかで判

断しないといけないのではないかと思います。

◆14番(辻本 傑) 今のご意見はここで議論する必要はないです。今この様な状態になっているので転用しますと言っているのと同じです。最初から言っているように何を議論するのですか。

◆会長(谷河 績) 議案として議論する必要がないということですが、・・年程前からの課題であり何処かで判断しないといけないと思います。

◆7番(吉中 雅三) 農地として議案にあがっているが、現地は農地と言える状態ではないので議論できないと辻本委員は言われているのだと思います。

◆会長(谷河 績) 今回は農用地区域除外に係る意見についての議案です。除外が承認されれば、農地転用の申請が出てくることとなります。前向きに検討した方がとの意見もありました。他にご意見ございませんか。いかがいたしましょうか。

◆副会長(山本 茂樹) 議論した結果、多数決を行うことで仕方がないのではないのでしょうか。

◆14番(辻本 傑) この件は多数決で結論を出す問題ではない。賛成が多ければ通るのですか。許可するのですか。

◆会長(谷河 績) それでは、辻本委員さんとしてはどのように考えていますか。

◆14番(辻本 傑) 不許可です。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

事前に農林水産課と協議しております。少なくとも・・年以上前から度々協議しております。現時点で本件について不許可となる要素はございません。以上です。

◆14番(辻本 傑) 何故ですか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

不許可にするには色々な条件がありまして、先ず近隣の農地に影響を及ぼすか。これに関しては、土留めや排水などで影響がでる状態にはありません。立地条件について、何種農地なのかということと、使用目的ですが、1種農地ですが許可の範囲内の例外にあたるかたちになっております。大まかに説明するとそういうところですが、これがあるから駄目ですというのは、この土地の場合、例えば事前着工したから駄目ですというのは許可の条件の中にはありません。以上です。

◆6番(坂東 紀好) 辻本委員が言われているのは、通常の農地として転用が駄目ですと言っているのではなくて、事前着工を見逃して良いのかという話です。事前着工は不許可の要件でありませんとすると前回もあったが、事前着工を行っても問題ないとなり農業委員会として何をしているのかということになる。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

そのことについては十分理解しております。その議論を究極にすると、先ず事前着工をさせないということが必要になってきます。これについては皆様で農地パトロールを行い、見つけたものについてはその都度指導を行っていく。原状回復命令を発するようにするのか、若しくは許可とするのか。この2つしかないと考えます。現状の体制で農地パトロールをして事前着工を見つけれられているかということ、十分対応を出来ていない状況だと思われれます。そういう議論からしますと、農地パトロールを十分に行い事前着工を見つけていくようにしないといけない。この件については20年以

上前のことで、非農地証明、時効というものがああります。非農地証明を出せる案件ではあるが農業委員会の規則の中で非農地証明の乱発は行わないというのがあり、少なくとも土見の部分については非農地証明を出さないでおうと過去から決めております。現況ここは原状回復し土見になっており2条の証明は発することはできないということです。規制ということであれば、もっと農地パトロールや指導を行っていかなければならないのではないかと考えています。以上です。

◆6番(坂東 紀好) 農地パトロールとか指導はその通りのことだと思いますが、農業者は農地を所有しているなかで農地とはどういうものなのか、色々な面で優遇されていることがあり、それに対し転用許可や義務の部分について、もっと啓発していかないといけないことである。農地パトロールを十分出来ていないから事前転用が行われているというのとは違うのではないかと思います。

◆会長(谷河 績) ご意見がありました、3年前から市長から任命ということで我々農業委員となっていますが、それ以前は各地区から公選で選ばれていました。清瀧副課長が言われているのは、地元の委員さんもっと頑張らましようという事かなと思います。

◆2番(山本 宏一) この件は農用地区域除外に係る意見についての議案であり、農地転用の議案ではないので、除外ということであればやむを得ないような気がするが、農地転用の申請があった時は事前転用しているので条件を考えるべきだと思います。

◆6番(坂東 紀好) 先程の事務局の説明で、除外申請が出てきた中で転用許可の見込みがあつた件を受付していますという説明がありました。言い換えれば、除外申請が通れば農地転用出来るという解釈になりますが。

◆農林水産課上野主任 番外、説明します。

先ず農用地区域の除外というのは、和歌山市が申請者となって和歌山県知事が同意をすることで除外が出来ます。この際に和歌山県にどういった状態で提案するかと言いますと、他の法律上問題ない見込みですということをお前提に県に同意してくださいとお願いします。他の法律というのは農地法、都市計画法、文化財保護法等がありますが、農地法については農地転用見込みがあるという状態で県に提出をします。見込みがあるということで県に提出するので、結果どうなるかは確約できるものではありませんし、見込みがあるということです。この件については、・・・月に受付をしていますので、通常の例であれば7か月間を経過して農用地区域の除外の手続きが完了します。許可が出れば同月か翌月に農地転用の申請があると見込まれます。以上です。

◆2番(山本 宏一) 農地転用の申請が出てきた時に事前着工をしている場合には条件を出して1か月とか保留して結果的に許可を出すことがありました。少なくとも農業委員会として、除外申請については事務局の苦労もありますし、地元の農業委員さんのこれまでの関わりや、・・・が撤去されていることもある。また、こういう件を少しでも減らしていかないといけないということもあるので、そのために農用地区域除外を必要とするならば個人的には

やむを得ないと思います。ただし、農地転用の申請があった時には考えないといけない。事前着工した時期は別として事前着工を行っているので条件を与えないといけないのではないかと思います。

◆13番（廣井 伸多） 意見はおっしゃるとおりですが、この件は、先程説明がありましたように、非農地に関して言えば時効になるとのことです。非農地として申請があれば通すしかないということも考えないといけないと思います。

◆副会長（山本 茂樹） 事務局が長年の間苦勞してきた案件なので認めても良いのではないかと思います。

◆14番（辻本 傑） 農地転用の議案が出てきた時のことを考えて今日は議論させてもらっています。問題が見えた時に議論をしておかないといけないと思ひ。

◆2番（山本 宏一） 今回の農用地区域の除外については、やむを得ないということで、今後農地転用許可申請が議案として出てきたときに議論するということには。

◆会長（谷河 績） 山本委員さんからご意見がありました、今回の農用地区域の除外については、やむを得ないということで、今後農地転用許可申請が議案として出てきたときに議論しようということで、よろしいでしょうか。

「はい、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号No. 2に対する意見は、「やむを得ない」とさせていただきます。その他について、何かご意見ございませんか。

◆6番（坂東 紀好） 法令の関係等々あ

るので除外の関係で反対ということではないのですが、No. 3について、以前の総会でもありましたが、3条の案件で所有した方が転用しようとするのが続いています。この案件の関係者についても。総会で議論されたこともあると思います。それとこの地域については基盤整備を行っている中で、周辺農地は素晴らしいところになっています。周辺農地に影響がないということだが、ここは農道があつて農地に直接的でなくても、・・・が入ってきた時もありましたが、軽自動車や農業用車両なら大丈夫だが農道がとても傷む。それとここは地面が若干低くて、少しの雨で洪水になる。雨水排水面も北側が宮井川で、南側が30cmのところから下の用水を流している。それで少しの雨で溢れてしまう道なので、今後転用ということになれば周辺農地への影響については再度検討をしてもらいたい。

◆会長（谷河 績） この土地は、・・・年に所有権の移転をしています。この議案の関係者については、今後も・・・するように事務局に伝えていきます。

他に何かございませんか。

「なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号No. 2以外に対する意見についても、「やむを得ない」とさせていただきます。

◆11番（和田 好夫） 先程の議案の審議の中で色々な意見が出ていました。また、事務局も困った場合、事前に県に意見を伺って苦慮されているのは分かりますが、それに関連して、以前、県の担当者が総会に来られて、和歌山市も中核市になったので、数年後に権限移譲しますと説明を受け

ました。その後数年経って権限移譲の件は中断していますという説明があったと思います。その後権限移譲の件はどうなっていますか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

権限移譲の件について、過去に権限移譲を受けるかどうか検討しました。メリットもあればデメリットもある話だと思います。権限移譲を受けた場合には、事務量は増加します。また、人員については、増員して対応しなければなりません。もう一点ですが、農業委員会が許可又は不許可の判断を行った場合に、行政不服の申し立てや、それによって損害を受けたということで訴えられる場合があります。そのようなことを総合的に考えていくと、現時点では現状の体制でダブルチェックしていくのが好ましいのではないのかという判断をしています。以上です。

◆11番(和田 好夫) 権限移譲の件について、考えていないということですか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

現時点では、あまりメリットはないと考えております。

◆11番(和田 好夫) 今までも当委員会の意見を県に出していますが、何かそれなりの理由を付けて許可になり当委員会の意見は通っておりません。先程も審議の中で農業委員会の存在意義という話もありましたので、権限移譲の件について、今一度検討していただきたいと思います。

◆会長(谷河 績) 議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。机上に対象農地の写真を配付しておりま

すので資料1をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が2件ありました。対象農地は田のみで面積は4,076㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については24ページの議案第8号No.6及びNo.7で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆東主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が4件ござい



ました。

No. 1・・・年頃より耕作しなくなり山林化している。No. 2・・・年頃より山林化している。No. 3・・・年以前より、用悪水路として利用している。No. 4・・・年より宅地として利用している。また、No. 1、No. 2については、非農地証明の交付条件（4）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われる。No. 3、No. 4については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）及び（9）の条件を満たしていると思われる。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆東主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。No. 1からNo. 4については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、西和佐地区・・・、高速道路のインターチェンジの出入口から・・・に位置し第3種農地に該当します。和歌山都市計画道路・・・線の建設に伴う用地買収により、・・・を建て替える必要が出てきたため、・・・が所有する当該申請地へ・・・を建てるべく転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 2申請地は、安原地区・・・、県立紀北支援学校から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張にあたるため、不許可の例外に該当します。申請者人は・・・を営んでおりますが、既存の・・・が不足しており、既存・・・の規模拡張のため本申請に至りました。

なお、No. 2については、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆7番（吉中 雅三） 去る1月28日事務局、大河内委員と共に現地調査を実施しました。事情聴取には・・・、・・・、・・・が出席してくれました。

本申請は、譲受人・・・で・・・を営む・・・が、譲渡人である・・・に住む・・・さん所有物件の・・・、田・・・㎡外・・・筆、合計・・・㎡の土地を譲受け・・・に転用し、・・・として利用する目的で申請に至ったものです。申請理由については、業務拡張に伴い・・・の場所が不足しており、・・・が敷地内に入らず周辺住民に迷惑をかけており、安全面からも・・・を拡張したいためとのこと。なお、今般の申請地は既存の・・・に隣接し北面に位置するものであります。また、南インターチェンジに近く利便性が良いとのことでした。

会社の内容は、資本金・・・円、従業員数・・・名、設立は・・・年・・・月・・・日、年間売上額・・・円、事業内容は主に・・・だそうです。申請の必要性は・・・、・・・、・・・等を置くためとのこと。進入路は既存の・・・の南側市道より進入する。被害防止計画は盛土をするため、土砂の流出防止にコンクリート擁壁を設置、雨水については敷地内の水を集め、北側の・・・の管理する水路に放流する。転用の確実性は・・・で賄うとのこと。今回の転用による附近農地への影響度については、隣接農地所有者の同意を得ていました。以上を踏まえ、現地調査委員の意見としては、やむを得ない事案だと思われました。委員各位の慎重なご審議の程よろしくお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（前回保留分）について、提案いたします。

◆東主任 番外、説明いたします。

1月の総会にて、事前着工の状態であったため、保留となった案件になります。転用申請について再度説明させていただきます。

申請地は、山口地区・・・、山口小学校から・・・に位置しております。立地基準上の農地区分について、当該申請地においては、2つの区分が混在しております。国道・・・号線に面している・・・、・・・については水道およびガス管の埋設された道路の沿道区域で、500m以内に2つ以上の教育施設等があるため、第3種農地に該当しており、面していない・・・の土地についてはおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、国道の沿道に位置する・・・の通行上必要な・・・については、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営んでおり、当該申請地東側隣接地の・・・より・・・を保管するスペースが不足しており既存の施設を拡張したいとの申し出があったため、申請人にて・・・及び・・・の・・・を行う・・・を用意し、完成後に・・・に貸し出すという申請となっております。なお、開発許可申請中です。

本件については、前回委員会で保留となったため、事前着工を行った側である譲渡人の・・・へ電話連絡を行い、事情を確認するとともに、委員会での内容を伝えましたが、土地所有者本人の・・・は・・・があり、・・・がない上に、・・・しているた

め原状回復を行うことは困難であるとのことでした。県海草振興局に確認したところ、原状回復命令は出す見込みがないということもあり、これ以上の指導は出来ないと判断いたしました。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（山本 宏一） 今後目的外転用になった場合は、当委員会が何らかの責務を負う覚悟を持っておかないといけないという意見を言っておきます。

◆8番（湯川 徳弘） 先月もお聞きいただいたとおりで、・・・さんの農地については転用違反、・・・さんの部分については何ら問題はないのですが、適正な農地管理をしている上で転用が出てきた場合は大丈夫なのですが、農地法の中には転用違反があった場合は、先ず是正をしてというのがありますので、それは県の判断に委ねられてしまうので何らないのですが、少なくとも意見を上程する場合はそのように書いていただきたいと思います。

◆会長（谷河 績） 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号につきましては可決と決定しました。

議案第8号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が12件ございました。賃借権が2件、使用貸

借権が10件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。面積は、田が32,540㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が4件あり、面積は田が12,684㎡です。なお、No.1については市内新規就農となり、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆7番（吉中 雅三） 去る1月28日事務局、大河内委員と共に現地調査を実施しました。

この議案は、借人である・・・に住所を有する・・・氏が、貸人である・・・に住む・・・氏が所有する物件・・・、田・・・㎡外・・・筆合計・・・㎡の田に使用貸借権を設定し借受をするため申請に至ったものです。申請地は市内・・・、和田川沿いにあり・・・筆ともに形状が良く、水利の便も良く、2か所に分かれています。ほぼ同じ所にあり耕作に便利な効率の良い水田でした。申請人の・・・氏は・・・で自作地・・・ha、小作地・・・ha計耕作面積・・・haで農業経営を行う農業者です。また、県の農業士としても活躍しています。今回、市内新規就農が認められれば、経営規模は・・・㎡になり大規模経営農家になります。営農の計画書では水稻、柑橘、南高梅を栽培し、年間雇用も・・・日、自分も・・・日働いています。年齢も・・・歳で・・・、これからも農業経営に専念することです。現地調査委員の意見としては、この申請は適当であると思います。委員各位の慎重なご審議よろしく願います。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第8号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第32回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

15時06分 閉会